NEWSLETTER by 子どもの権利条約ネットワーク No.22 1995年10月15日号

子どもの権利条約

題字イラスト／土田義晴

〔目次〕

●条約の広報によって“おとな”を変える ……1
●子どもたちは条約をどこまで知っているか ……2
●校則問題にとりくむ ……3
●長野・子どもの権利条約フェスティバル開かる ……4
●「とちぎ・子どもの権利を守る会」が発足 ……5
●ネットワーク委員だより ……6
●カナダ・オンタリオ州の子どもの権利事情・視察記 ……7
●ブック・インフォメーション ……8

条約の広報によって“おとな”を変える

―子どもの権利条約フォーラム'95プレ・フォーラムから

川崎市教委の条約広報活動

去る九月一五日、早稲田奉仕園に約30名の参加者のもとで本年度2回目のプレ・フォーラムが開かれた。

まず、川崎市教育委員会総務部同和・人権担当の主幹・小宮山健治さんが川崎市における条約広報活動の概況について報告した。

川崎市教育委員会では、すでに条約批准の三年前から研修会を継続してきたこと、一九九三年度には市立学校に校内の「人権委員会」設置を呼びかけ、九四年度には保護者向けの子どもの権利条約特集号（市教委発行『教育だより―かわさき』38号、94年秋号―写真）を配布、各学校の子どもを通して親に渡されたという。

この特集では「子どもは保護の対象か、権利行使の主体者か」と問いかけて、条約の理念は「人格を備えた一人の人間として子どもをとらえ、『権利を行使する主体者としての子ども観』に立っています。」としめくくっている。

一九九四年一二月には、子ども向けのパンフレット『子どもの権利条約ってなに?』（川崎市人権尊重教育推進会議編集）が小学生低学年、同高学年、中・高校生向けの三種に分けて作成、全校配布された。九五年度は配布が遅れているが、毎年新入生に配布したいという。

小宮山さんは、条約は子どもの権利を保障しようとしているが、まずはおとなのための条約と考えたい。この条約を普及することで、おとなの意識が変わることを期待している、と強調された。

出会い、気づき、共有、行動 子どもの権利条約フォーラム'95

・11月18日（土）午後1時～11月19日（日）午後4時
・国立オリンピック記念青少年総合センター
・メインテーマ「条約によって子どもの権利は進展したか ―条約実施状況の検証―」（仮）

主な内容

・基調報告「条約はどこまで実施されているか」（仮）
・ワークショップ「条約実施のための課題と行動」（仮）
・シンポジウム「地域で条約をどう実施するか」
・子どもアクション広場
・夕食交流会
・分科会
学校における子どもの権利、遊び・文化的活動への権利と地域社会、子育てにおける子どもの権利、子どもを「ささえる」（少年司法）、障害児の権利、外国人の子どもの権利、阪神大震災と子どものケア、意見表明・参加の権利、入門ワークショップ
・特別報告「子どもの権利委員会の動向」
・情報市

マイノリティの視点から権利問題が見えてくる

「子ども議会」をめぐる討論から

小宮山さんは、条約広報活動と併行して、昨年一〇月、「子ども議会」を開催してきたことを紹介し、条約の理念にもとづいて、子どもの意見表明の場づくりにとりくんでいる、とのべた。川崎市では毎年の開催は困難と判断し、当面七つの行政区単位の「子ども会議」と、青少年施設ごとの「子ども会議」づくりにつとめ、定例会を重ねながら、節目ごとに「子ども議会」を開催していく方向にある、という。

この「子ども議会」の活動について、参加者から、子ども会（小学生）や学校（中学生）の代表として選ばれる子どもは、全体の多数派ではないか。不登校の子どもや障害児の声はどう反映されるのか、という意見が出された。マイノリティの子どもの問題から、子どもの権利が見えてくる、という視点の重要性が確認された。

（編集部）

子どもたちは条約をどこまで知っているか

大屋寿朗（全国子ども劇場おやこ劇場連絡会）

今年の二月に、子ども劇場の全国連絡会として、「子どもの権利条約」が子どもたちにどれくらい知られているかをつかむためのアンケート調査を実施しました。日本全国から人口規模別に一〇〇地域を選出し、年齢・男女が偏らないようにそれぞれ四二名の子どもたち（合計四、二〇〇名）に各地の子ども劇場を通じて調査票を配布し、結果五九・九％にあたる二、五一六名から回答がありました。

特徴的な傾向をご紹介すると、「子どもの権利条約を知っているか」という問いにたいして、五〇・二％にあたる一、二六二名の子どもたちが「名前を聞いたこともない」と答えています。これに「名前は聞いたが内容は知らない」の二一・七％（五四七名）を加えると、七割の子どもたちには「子どもの権利条約」が届いていないことになります。

年代別に見ると、中学三年生で「内容も少しは知っている」と「条文を読んだことがある」を合せた「知っている派」が四五・八％でピークとなりますが、高校生になると三八・一％と減ってしまいます。

次に、「知っている」もしくは「聞いたことがある」子どもが「権利条約をどのようにして知ったか」という設問に対しては、一位「親から」（三〇・八％）、二位「マスコミの報道」（二四・五％）となり、三位「学校の先生から」（一八・九％）と続きます。

「どのようにして知ったか」と「どのくらい知っているか」をクロス集計して相関を見てみると、「親から聞いた」「学校の先生」「マスコミ報道」の順で条約に対する知り方が深いという結果がでました。（表参照）

条約の存在を「知らせる」ということもまだまだ不充分という実態ですが、何を知らせて行くのかと合わせて、どのような経路で知らせていくか。そして、知らせていくおとなたち自身が条約をどう理解し、実現していこうとするのか。「広報活動」の大きな課題だと思われます。

誰から聞いたか

クロス項目	名前は聞いた	内容も少しは	条文を読んだ
親から聞いた	144	124	75
学校の先生	104	74	31
マスコミ報道	154	99	23

学校学年	聞いたことがない	名前は聞いたが内容は不明	内容も少しは知っている	条文を読んだことがある	親から聞いた	マスコミ報道	学校の先生から	その他	その他の人から	友達から聞いた
小2生	287	49	19	8	43	20	9	13	4	2
小4生	266	58	39	24	47	33	14	26	4	4
小6生	205	61	71	36	66	41	34	36	5	11
中1生	156	81	67	37	65	64	24	30	10	5
中2生	165	73	62	26	57	54	12	39	9	5
中3生	79	107	103	55	66	53	105	66	9	3
高校生	104	118	91	46	81	73	63	40	23	9
総　計	1262	547	452	232	425	338	261	250	64	39

校則問題にとりくむ

良井　竜（JHC・高校生）

私たちはJHC（Junior High-school Community〈学校に不満を持つ子どもの会〉）という中学生・高校生のグループです。

いじめ、体罰、校則について、各自治体に改善を求める要望書を出す等の活動をしていて、今は校則の問題を中心に行なっています。

最近いじめによる自殺が相継ぎ、報道や世間の動きを見ていると、「教育問題＝いじめ」という印象を感じます。

もちろん「いじめ問題」は由々しき事態ではありますが、決して教育問題とはいじめだけではありません。

特に「校則」には、色々と重大な問題があります。

校則は生徒を「拘束」するものであり、教師が生徒をより管理しやすくするためのものです。学校には始業時間等の学校運営をする上で最低限のいわゆる「校則」というのは必要ですが、制服や頭髪規制、はたまた生徒の男女交際のことまで定めた「合理性のない校則」は全く不必要で、存在しているということ自体が悪であると、私たちは考えています。

前述のように、「いじめ」という学校側の間接的な攻撃により自殺する生徒は跡を絶ちませんが、直接的な攻撃、いわゆる「体罰」によって、自殺ではなく「殺されていく」生徒もいることは皆さんもご存知の通りでしょう。私たちはこのことと校則とは密接な関係があると思います。

一般的に「体罰」とは「生徒指導」という名の元に、校則違反等をした生徒に対し、熱血教師が好きな「お前のために思って……」という精神で行なわれるものです。そして大抵その「校則違反」とは「スカートの丈が短い」「髪を染めている」「変形服を着ている」などという、どうでもいいような些細なことです。

このように「校則」のうち、服装、頭髪規制等という「合理性のない校則」が原因で体罰が行なわれているわけです。もし「合理性のない校則」を全て廃止してしまえば、教師は生徒を指導する必要もなくなり、体罰も当然減り、体罰がいやでいやいや登校拒否をしていた生徒も、学校に戻れるような基盤を作ることができると私たちは考えます。

もしも、みなさんの中に、学校に不満を持っているようなこと、又は実際に体罰、いじめ等の被害にあっているような人がいるのなら、ぜひご連絡ください。JHCのメンバーは中高生ですから、問題を解決するということはたぶん無理ですが、相談に乗ったり、一緒に考えたりすることはできるでしょう。

条約に関心のある人
条約の実現にとりくんでいる人

子どもアクション広場に集まろう!

子どもの権利条約フォーラム'95では、昨年に引続き「子どもアクション広場」を開きます。自分の権利に関心がある子ども、各地で条約実現のとりくみをしている子どもたちが集い、権利主体の立場（観点）から“条約によって何が変わったのか”“変わらないのはなぜか”、あるいは“変えるためには何が必要なのか”を話し合い、交流をします。身近かな「パートナー」たちに声をかけて、「広場」に出かけるようすすめてください。

長野・〝子どもの権利条約フェスティバル〟開かる

―ヒューマンボイス―

荒井　貴徳
（第1回実行委員長、高一）

生徒のさまざまな意見表明の展示も（10月8日、長野・東部町文化会館）

今年のテーマは、「文化・表現活動の実行」だということで、スタッフ会が動き出したのが五月末。第一回実行委員会は七月一七日。四カ月余りの準備だったが、フェスティバルが終った今、子どもでもこれだけのことができたという喜びでいっぱいです。

テーマ「水をえたさかな」もよかったと思う。また、ぼくたちのよびかけ文が、みんなの心に届いたと思う。はじめて会ったときから、何となく心が通じた。出演者、スタッフ一〇〇名位の子どもが、フェスを成功させたいと思って真剣になった。そのことは、当日観に来てくれた人にも伝わったと思うけど、やっている自分たちが一番感じていて、お互いに、すごく感激して、やる気が自然とわきあがって来るみたいだった。

ぼくは、実行委員長に名乗り出たが、初めは、何となくおもしろそうだという好奇心が少しあった。でもやはり好奇心だけじゃダメで、体力も統そつ力も必要だと気付いた。

ぼくたちは、高校もばらばらで、もしかしたら全員がそろったのは当日だけだったという中で「協力」のすごさを味わった。個人的には、オープニング・ダンスの思い出が一番。

このフェスティバルは、これ一回で終らせたくない。来年は、今年以上にすばらしいものにしたい。

さいごに、演出、舞台、音響、照明など、本物のプロに直接教えてもらい、土台を支えてもらったことも、忘れられない体験で、すごく大切なことだと思いました。

「水をえたさかな」になれた！

黒岩　佑介
（ヒューマンボイス高校生スタッフ、高二）

今の心境は、「ヤッター」という気持と、「もっと出来たかもしれない」「もっとよくなりたい」というボーッとした気分の両方。本当のところ、まだ実感がわいてこないけれど、とにかく、このフェスは、またやりたい。来年は、今年以上のフェスにしたい。

ぼくは、オープニングのダンス、司会、そして舞台の裏方もやっていて、全て裏方から見ていたけど、身体が二つあって、表からも見られたらなあと思っていた。

ヒューマンボイスのスタッフ以外のたくさんの高校生が集まったけれど、特に、軽音やっているタイプって、自分の高校にもいて、何となく別世界の人間のように感じていた。それが、このフェスで知り合って、「仲間」になれた。

裏方からすると、出演者のパワー、テンションがどんどん高まってゆくのがわかって、成功させるぞってみたいな共感が生まれた。

ぼくたちは、本当にひとりひとりが「水をえたさかな」になれた。やりたいことを力いっぱいやっていた。人間として、自分が輝いた。子どもが見直されたと感じている。

ネットワーク講師（第1次分）

学習会・講演会などをさらにすすめましょう

ネットワークでは、以前からの講師紹介・派遣要請に応えるために講師派遣制度を整えてきました。このたび、次の会員が登録してくれましたので紹介します。まだまだ条約は知られていません。学習会や講演会などの予定がございましたら、事務所までご相談ください。また、この制度に登録して講師になってくださる会員も募集中です。

名　前	所属（肩書）	講演可能なテーマ	著書（共著）
喜多　明人	立正大学	子どもの権利（条約）全般	『新世紀の子どもと学校』（エイデル研究所）
津田　玄児	弁護士	少年司法、いじめ、学校災害など	『子どもの人権新時代』（日本評論社）
永井　憲一	法政大学	子どもの権利（条約）全般	『教育法学』（エイデル研究所）
味岡　尚子	全国PTA問題研究会	PTA問題、学校と子どもの権利など	
荒牧　重人	山梨学院大学	子どもの権利（条約）全般	『子どもの権利条約―学習の手引』（エイデル研究所）
児玉　勇二	弁護士	子どもの権利全般	『子どもの人権ルネッサンス』（明石書店）
佐々木光明	日本体育大学	少年司法など	『非行少年はこう扱われる』（有信堂）
島ノ江一彦	立正大学	学校と子どもの権利	『学校の役割と教育法』（エイデル研究所）
広沢　明	育英短期大学	学校と子どもの権利、子ども福祉など	『憲法と子どもの権利条約』（エイデル研究所）
平野　裕二	ARC	子どもの権利条約、とくに子どもの権利委員会の動向など	『生徒人権手帳』（三一書房）
好光　紀	日本ユニセフ協会	世界の子どもたちと条約、子どもの権利条約学習	

とちぎ・子どもの権利を守る会が発足しました！

本年六月一八日、栃木に子どもの権利を守る会が誕生しました。

日本子どもを守る会の支部としての性格をもち、栃木独自の活動もしていく、という会で、「子どもの権利を守る会」と命名した次第です。

設立総会の日には、大田堯先生の「日本の子どもとこれからの子育て」という感銘深い講演をいただき、今後少しでも栃木の子どもたちに「人権」という視点から光が当たり、居場所ができていったら、という思いで活動を開始しています。

設立総会の日は、百三名の参加。現在会員も目標の八〇を越え、一〇七名とうれしいスタートを切りました。

子どもの育て方、現状の悩みなど一ヶ月で電話相談は六七名、回数は八三回にのぼっています。面談三一人、手紙一二人と父母の切羽つまった気持ちと、会への期待が交錯し、私たち事務局も緊張しています。

現在は権利についての主張や意見はあまりなく、不登校や障害児の発達相談などが目立っています。

会の活動としては、集会、相談活動、調査研究活動等ですが、事務局では、ニュース「森のこえ」を発行しました。

九月九日には会員相互の初の交流会「子どものしあわせ広場」を予定しています。メインはトーク・マラソン。日頃の思いを五分間のスピーチに込め、お互いに顔と声を知り合おうと熱いとり組みをしています。カレイパーティ、ユニセフ写真展、バザー、相談コーナーと多彩です。

一一月一二日は第一回の教育講演会。北海道、北星学園余市高校の校長である深谷哲也先生をお招きして、みんなひと回り大きくなろうと胸をはずませています。北星余市高の素顔に触れ、交流してから深谷先生を迎えたいと九月には事務局全員が余市高校に出かけます。新しい風を栃木に起こしていきたいと今、新しい努力が始まっています。

小林　香織

近畿大学附属女子高校体罰死事件

原口政敏 ―― 福岡・西日本短期大学

事件が起こったのは一九九五年七月一七日、簿記の定期試験の再々試験の時であった。受験の必要がなかったAさんが教室内にいたため、B教諭が教室の外に出るように注意したが従わなかったこと、スカートを短くしていたことを理由に頭や顔を数回殴り、Aさんはそのはずみでコンクリート壁に当たり意識不明の重体に陥り、翌日死亡したという事件である。

事件の背景にはいくつかの原因が考えられるが、管理主義教育が体罰の最大の土壌となっていると考えられる。同校の生徒心得では、スカート丈はひざ皿の下の線、白色か肌色の下着の着用、マフラーの禁止など一八〇項目以上の細かい規定が並び、さらに生徒手帳のチェック表に個人別に測定したウエストからすそまでの長さを記録、髪もくせ毛や赤毛かを記入するようになっている。このような校則を守らせるために体罰が行われていた。

また、同校二年生一〇クラスは特別進学系、衛生看護科、準特別進学系、短大系、就職系に五分類され、前二者は入試も別に行われ、Aさんは就職クラスであった。ある生徒は「特進クラスと就職クラスでは先生の態度が全然違う」（九五・七・二一「朝日」）と述べているように生き残り競争としての経営優先の選別教育がその根底にある。

事件後B教諭は八月八日傷害致死罪で起訴され、近畿大学はB容疑者を懲戒解雇したが、卒業生を中心にした「減刑」署名運動や亡くなった女生徒への中傷などがなされている。これに対して市民グループが女子生徒の遺族を支えるためのネットワークをつくり、九月二日に集会を開き「子どもの人権を守る公正裁判」を福岡地裁に求める決議をし、前記の嘆願署名運動や中傷などを「人間の尊厳や子どもの人権という思想の欠如による」と批判（九五年九月三日「毎日」）。わたしは、体罰を生み出すわが国の管理主義教育を人間として発達できる教育へと変革することこそ体罰をなくす土台であると考える。

教科書の中の権利条約

小平由起 ―― 神奈川

七月の初め、来春から使用される小学校教科書の展示会に出かけてきました。社会科の展示は五社。条約はいずれも小学六年生（後期）の中に盛り込まれていました。位置付けや記述内容はそれぞれ異なりますが、批准されて一年、未だに不十分な広報活動の現状を考えると、まだまだ流動的のようです。記述の中身について少し触れておきます。

『基本的人権』の学習への位置付けをしたのは三社。「世界人権宣言」と共に紹介して人権尊重と保障について述べながら国際条約であることを強調しています。これに対し、『法律をつくる国会』の中に位置付けたのは一社。「子どもの環境を守るための条約」という扱い方で、広報義務があることや親子分離禁止について具体例を挙げながら記述しています。更に、今後の国会の動きについての示唆も与えていました。残る一社は、前述の四社とは全く違う扱いで、最終ページに「明日の世界をつくる子どもたちへ」というテーマでメッセージ形式によるものでした。条約前文の一部を抜粋した内容で、子ども向けのやさしい文章になっています。

教科書への登場は初めてですので、かなりの論議を経ての記述なのでしょうが、「六年生教科書のみの記述」については不満が残るところです。学習への位置付けを考慮すれば「六年生」は妥当と言えますが、メッセージ形式の扱いとすれば、「全学年記述」は可能です。低中高にふさわしい文章にすることで、十分に子どもたちへメッセージが伝わります。（音楽教科書の最終ページは、全学年共通）

いずれにせよ、条約浸透には多方面からの働きかけが必要ですし、その義務を負っているのが私達大人なのですが、何よりも大切な事は、伝える大人の人権感覚。先ず、それを磨くことが急務のようです。

カナダ・オンタリオ州の子どもの権利事情・視察記

許斐　有（大阪府立大学）

今年の九月も、昨年に引き続き、カナダ・オンタリオ州のトロントに三週間滞在して、児童福祉制度および子どもの権利擁護システムについて、見聞してきた。日本では残暑が厳しかったようだが、トロントはとても過ごしやすい気候で、充実した調査を行うことができた。カナダの人たちはとても親切で、貴重な時間を割いて、私の訪問を快く受け入れてくれた。本当に頭が下がる思いである。

結論からいえば、オンタリオ州においては、子どもの権利を擁護するシステムはかなり充実していると思う。とくに子どもの権利条約一二条の意見表明権（自分の考えや思いを聞いてもらう権利）には多大の配慮が払われている。これは決して条約の影響ではなく、条約に先立つ先駆的な実践であり、その制度化である。

今回の訪問調査でもっとも印象に残っているのは、アドボカシー事務所（正式には、子ども家庭サービス・アドボカシー事務所）である。事務所の代表であるジュディ・フィンレイさんは、私のためにまる二日間を用意してくれた。今回は、五～六人のスタッフも同席してくれて、有意義なディスカッションをすることができた。

このアドボカシー事務所は、州政府のコミュニティ・ソーシャル・サービス省（日本の厚生省にあたる）に所属しており、副大臣直属の機関である。しかし、その歴史を聞いてみると、もともとはレス・ホーンさんという人（現在DCIカナダ・アングロフォンの代表）が個人でつくった民間機関であったということである。それが一九八四年成立の子ども家庭サービス法（児童福祉法の全面改正法）という法律で制度化され、政府機関になったとのこと（これがカナダのすごいところである！）。そういう歴史があるから、独立した権限を付与されており、政府に対してもさまざまな提言をすることができるのである。人事などもすべてジュディさんに任されている。

この事務所に、子ども自身や家族から連絡（多くの場合電話＊日本でいうフリーダイヤルの電話番号をもっている）が入ると、事務所のメンバー（アドボケイト）がチームをつくって調査をすることになっている。カナダの子どもたちも、報復を恐れてなかなか自分の名前を言わないということである。

が、ホームの名前や場所を告げたり、友だちの名前を語ったりするそうである。

子どもたちはウソをつくこともあるのではないかという質問をしたところ、「それは一〇〇パーセントない」という答えであった。それは、子どもの言っていることがすべて真実であるという意味ではなく、子どもがアドボカシー事務所に連絡をしてくるということは、多かれ少なかれそこに何か問題があるはずだという受け止め方だと理解した。子どもを全面的に信頼してこそ、アドボカシーの意義があるということを教えられた気がした。

子どもたちの声を聞いたり、代弁するシステムとしてはこのほか、司法省の機関であるチルドレンズ・ロイヤー（子どもの弁護士）事務所や法律扶助制度にもとづく子ども青年司法事務所には、多数の子ども専門の弁護士が政府の費用で雇われている（フルタイムとパートタイムがいる）。

オンタリオ州の子どもの権利擁護システムは、かなり複雑で全体像を理解することはなかなか難しいが、それだけ幾重にも網の目がはられているということでもある。その背景には、子どもであっても一人の人間として尊重するのは当然であるという基本的な考え方がしっかりと根づいている。カナダから学ぶことは多いと思っている。

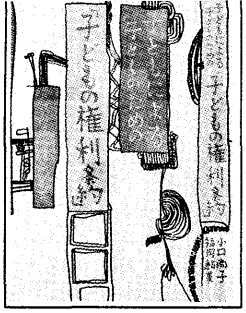

ブック・インフォメーション
条約批准後に出た条約の本 PART3

①日本子どもを守る会編『子どもの権利条約―条約の具体化のために』草土文化、一九九五年五月

②北川邦一『子どもの権利と学校教育の改革』かもがわ出版、一九九五年五月

③「岡山市子ども白書」市民編集委員会『今どきのももたろう―さがしてみよう子ども時代』一九九五年六月

④近藤二郎『コルチャック先生』朝日文庫、一九九五年六月

⑤日本子どもを守る会編『子ども白書95年版―いじめ社会を読み解く』草土文化、一九九五年七月

⑥佐藤一子・増山均編『子どもの文化権と文化的参加』第一書林、一九九五年八月

⑦小口尚子・福岡鮎美／アムネスティ・谷川俊太郎協力『子どもによる子どものための「子どもの権利条約」』小学館、一九九五年八月

⑧児玉勇二『子どもの人権ルネッサンス』明石書店、一九九五年八月

⑨子どもと教育・文化を守る千葉県民の会編『ねえきいて！ほんとのきもち―二五〇〇人の子どもの声とおとなのへんじ―付わかりやすい「子どもの権利条約」のはなし』自治体研究社、一九九五年八月

⑩日本弁護士連合会『子どもの権利マニュアル』こうち書房、一九九五年九月

⑪日本教育行政学会編『子ども・児童の権利条約と学校教育情報の公開・開示問題』教育開発研究所、一九九五年一〇月

注目したいのは条約発効一周年に出された⑩。体罰・いじめ・校則・不登校など具体的な子どもの人権問題についての弁護士の実践から対策がまとめられている。

また例年出されている子ども白書⑤のほか、岡山③、千葉④など地域で子どもの権利の〝検証〟が進められてきたのも参考になろう。近々中野区も子ども白書を出すという。（フォーラム'95での「条約実施の検証」にも役立つと思われる。）

条約全体の普及書としては①と⑦がある。①は市民向け、⑦は子ども向け。ただし、⑦は中トビラに「〝まっすぐに生きるために〟おとなに対して、ぼくは言う。」とあるので、おとな社会に対する子ども側のメッセージとうけとることもできそうだ。

②、⑥、⑪はいずれも研究者による作品であるが、②は主に学校改革、⑥は学校外の文化活動＝31条の文化参加権の保障、⑪は教育情報のアクセス・公開など、条約の個別領域を深めていく際に役立つ文献である。④は条約のルーツ、ヤヌショ・コルチャックを知るハンディな書物。

（事務局）

事務局から

・諸事情で電話・ファックスなどの応対に若干の混乱と遅れが生じ、ご迷惑をおかけしました。心よりおわび申し上げるとともに、早急に改善したいと思っています。

・会費の納入が予定より滞っています。このままでは、情報・資料センターとしての機能にもかかわりますので、ぜひ会費をお納めください。

・ネットワークの「しおり」の改訂版ができていますので、ご活用いただき、入会をすすめたり、ネットワークの活動を広く知らせてください。

・パソコン通信の準備を引続きすすめています。スタッフ募集中です。

「子どもの権利条約」No.22
1995年10月15日発行
★発行（隔月刊）
子どもの権利条約ネットワーク
〒105 東京都港区海岸
1－6－1－831
Network for the Convention on the Rights of the Child
Tel. 03－3433－7990
Fax. 03－3433－7369
（月・金曜日／午後1時～午後6時）
★発行人 喜多明人
★編集人 荒牧重人
★年会費 3,000円
18歳未満 500円
定期購読 3,600円
＊郵便振替 00180-2-750150
★印刷

待望の書
新世紀の子どもと学校
――子どもの権利条約をどう生かすか
■喜多明人 著――2200円
現在の子どもの実態を明らかにしながら、子どもの権利条約の理念を実際に活かすにはどうしたらいいか、指針を示す。

子どもの権利条約
――学習の手引
季刊教育法97号 2000円

憲法と子どもの権利条約
●広沢 明 著
2800円

エイデル研究所
東京都千代田区九段北4－1－11 5F
〒102 電話 03-3234-4641代